

都島区住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化対策会議開催要綱

（目的）

第 1 条 住居における物品等の堆積により不良な状態の生じている事案に対して、関係する機関・関係者が集まり、その解決方策の検討や連絡調整等を行うため、都島区住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。

（組織）

第 2 条 対策会議は、座長及び構成員で組織する。

2 座長は都島区役所副区長をもって充てる。

3 対策会議の構成員は、別表 1 に掲げる関係機関及び別表 2 に掲げる行政機関の担当者とする。

4 座長は別表 1 及び 2 に掲げる者のほか、事案に応じて必要な関係者を構成員とすることができる。

（会議の開催）

第 3 条 対策会議は、事案ごとに座長が招集して開催する。

2 対策会議は、再発防止に向けた対応も視野に入れ、堆積者への対話と説得に十分留意して検討、調整等を行うものとする。

（専門家の出席）

第 4 条 座長は必要があると認めるときは、構成員以外に、法律や医療等に関する専門家を出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

2 前項の規定による専門家の意見又は説明を聞いたときは、座長はこれを十分に勘案して議事を進めるものとする。

（守秘義務）

第 5 条 構成員は、正当な理由なく、対策会議で知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

（事務局）

第 6 条 対策会議に係る庶務は、都島区役所まちづくり推進課において処理する。

（施行の細目）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の開催に関し必要な事項は、区長が定め

る。

附則

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 関係機関

都島区民生委員児童委員協議会
都島区社会福祉協議会（地域生活支援ワーカー）
当該の地域包括支援センター
障がい者相談支援センター

別表 2 行政機関

都島区役所総務課
都島区役所まちづくり推進課
都島区役所窓口サービス課
都島区役所保健福祉課
環境局北部環境事業センター
建設局中浜工営所